836
209
3

茅草年録

堤蟻叢書

二十三

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

水戸老公獻琵琶
行宮之表并銘国歌

今茲甲寅之夏
皇宮罹災駐蹕於外已幾鄂虜航海船攝之
浪華浦淹留旬餘幾内驟然臣齊昭仰想
行宮狹隘無以慰宸衷慨醜虜猖獗未能
伸
皇威屡陳鄙見於征夷府穿疎論迂未
審用舍何如也齊昭頃獲華桐材長三尺許乎
製琵琶一面謂方
皇宮之災雅樂寶器得無

大正 9. 5. 27 購求
高野藏書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

屬烏有邪。乃因関白政通獻之　行宮。豈敢
望神寶器之數乎。萬機之暇。或命侍臣彈還
城之樂。太平頌。萬歳洋々乎盈耳。則内以紓
宸憂。以鎮妖邪。此器與有榮焉。臣竊為天下
祝之。

嘉永七年冬十一月之吉

權中納言従三位源朝臣齊昭謹識

志在攘夷　撫鞍彈絲
出笛日尓。仁保布櫻也。可喜南良須。

譽都迺志良學琲尓保飛曽扶良耳。弁、

水戸老公ノ石河土佐守ノ為ニ長ク〻弁ヲ題歌

土佐守石河政尹

内裏御造営のこと終りて

皇都尓行を送るに

八隅知之我大王乃尊也命恐美、二月之、永喜春日尓鳥
加啼、東乎立天遥々尓、伊行足之、玉浦乃平迺宮之、宮柱、大
敷立天、十五百秋尓、動事無、萬世尓、朽世奴物東、改天、作固
余、裏安久政云、新代乃春咲花之、櫻花、栄元作武、其大宮乎、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

及歌

大王乃宮居造礼苗功毛五未栄由奚幾程曽知良苗

右水戸弟中納言殿舊国誠之進を以く賜る御ちから

御造営有之ゆゑ仰下されて

此見台大久保右近将監忠寛幾日海岸巡見

之節

のそき山霧ぬきふかし世と忍ふ海

糸さくら

武士のよろひ縅のおとしより

嘉永七寅六月二日南品番所ニ而呼出

町人六十四人

其方共儀 御城下より至近永世之 御国恩難有心得可

近来之用途ニ差湊銃中海防筋之儀ニ用之先前ニ而金銀

徳ニ入用之相募候ニ付此度ニ融通之為ニ御国金ニ

之趣ニ而御借受ニ相成候ニ付而ハ其方共身上向手厚

十ヶ年賦ニ而返納可致旨被仰渡候

但此度ニ御国金ニ而御借受ニ付ては其方共ニ於ても

六月三日ニ呼出

右ニ御借受ニ相成候上ハ一時上納ニ不及候得共ニ付此度

仰渡ニ付ては其方共ニ於ても

仰渡之趣ニ而ハ一時ニ上納ニ相成候ニ付而ハ

六月四日ニ呼出

町人五十九人

寅六月二日浮出名前　以横為順

駿河町　越後屋八左エ門　二千七百両
同丁　越後屋八郎兵衛
芝口二丁目西側　松坂屋八助
通旅籠町　大丸屋庄右エ門　三千五百両
大伝丁二丁目　田畑屋次郎兵衛　三千三百両
同丁　小津屋清左エ門　同
本石丁四丁目　大和屋三郎左エ門　三千両
本丁四丁目　村田七右エ門　三千両
神佐柄丁　右四人

寅六月四日浮出

深川永代寺門前仲丁　伊勢屋與七　十五百両
下谷同朋丁　松坂屋利兵衛　同
深川島田丁　小島屋清左エ門　同
小川丁　近江屋喜左エ門　千三百両
同所上大島丁　福島屋彌兵衛　同
同所木場丁　万屋和助　同
神田佐久間丁二丁目　辻屋又四郎　千両
浜川永代寺門前　岡本屋二平郎　同
駒込追分丁　高崎屋七右エ門　同

金杉丁　中井新右エ門　二千五百両
室町三丁目　竹原文右エ門　同
本石丁四丁目　大黒屋三郎兵衛　二千両
本丁三丁目　槌屋四郎左エ門　同
四日市町　柏屋孫左エ門　千五百両
大伝丁二丁目　丹波屋次郎兵衛　同
瀬戸物丁　伊勢屋伊兵衛　同
本石丁三丁目　杉澤孫八　千二百両
本丁四丁目　伊勢屋長左エ門　同
堀留丁四丁目　乾屋九兵衛　同

深川島崎丁　大坂屋徳九郎　同
同所佐賀丁　久住屋五左エ門　同
同所平野丁　水戸屋次郎左エ門　七百両
本郷三丁目　笹屋太兵衛　同
連雀丁　小田原屋吉右エ門　七百両
同　作兵衛　同
浅草福富丁　稲垣市蔵　同
深川富吉丁　湯浅屋與左エ門　同
駒込片町　菊屋五郎兵衛　六百両
深川えん丁　丹波屋五郎三郎　五百両

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

千二百両

千両

同

同

同

同

同

同

北新堀丁 大江屋三七郎 五百両

大伝馬三丁目 川喜田屋久大夫 同

同丁 大和屋九郎左エ門 五百両

本町四丁目 下村屋小左エ門 同

本船丁 小賀屋三右エ門 同

小伝馬三丁目 廣八屋吉右エ門 同

本町四丁目 大島屋太郎次郎 同

本町四丁目 家持 淺兵衛 五百両

本町三丁目 小西屋淺右エ門 四百両

同丁 伊勢屋与兵ヘ 五百両

湯島二丁目 奈良屋喜兵エ門

神田佐久間丁二丁目 伏見屋五郎八

本郷一丁目 大和屋喜左エ門

池の端仲丁 堺屋治兵衛

深川三好丁 遠州 徳右エ門

同所木場 升屋庄兵衛

淺草駒形丁 丁子屋伊左エ門

湯島二丁目 津軽屋三平

深川袷丁 大坂屋庄兵衛

本郷四丁目 万屋彦次郎

二千三百両

同丁 鸚屋市左エ門 四百両

同丁 伊勢屋宇兵衛 同

同丁 鸚屋彦左エ門 同

同丁 富屋半右エ門 同

同丁 近江屋嘉七 同

同丁 鸚屋五兵衛 三百両

同丁 小西利左エ門 同

同丁 同九郎兵ヘ 同

同丁 同 利八 同

同丁四丁目 大坂屋市郎兵ヘ 同

神田佐久間丁二丁目 尾張屋大七

本郷四丁目 万屋半兵ヘ

神田久右エ門地 峯村屋金次郎

同所佐久間丁二丁目 尾張屋平兵ヘ

湯島横丁 紀伊国屋源四郎

神田久右エ門地 綿屋半兵ヘ

同旅籠丁 石川屋庄次郎

湯島二丁目 玉屋勘七

淺草田原町通丁 太三津屋次郎右エ門

同所猿屋丁 池田屋市左エ門

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

同　　同
同　外八　同
同丁　庄田屋幾右エ門　同
同丁　日野屋孫右エ門　同
堀留二丁目　丁子屋銀次郎　同
伊勢丁　布屋四郎兵ヘ　同
大伝馬二丁目　升屋喜左エ門　同
北新堀丁　北村屋富之助　同
伊勢丁　杉井屋久左エ門　三千五百両
鎌倉丁　豊島屋十左エ門　二千両

同断二丁目　三河屋喜三郎　同
同二丁目　伊勢屋治左エ門　同
四谷花川戸　神木屋忠三郎　同
神田富松丁　江島屋茂左エ門　同
浅草橋場丁　家持　幡之助　同
深川冬田丁　鹿島屋清吉　同
四谷塩川丁　幸崎屋五郎左エ門　同
札差　杉本屋平八　同
札差　伊勢屋四郎左エ門　同
伊勢屋四郎兵ヘ　同

室丁　木屋九兵衛　同
北新堀丁　永島屋杉之助　千五百両
大伝馬二丁目　三河屋彦八　千三百両
本石町　田中金六　七百両
同丁　日野屋市左エ門　同
堀留二丁目　大坂屋喜三郎　同
本郷四丁目　伊豆蔵屋吉右エ門　六百両
本郷三丁目　同　同人　同
大伝馬二丁目　万屋吉右エ門　同
同丁　勝田屋市兵衛　二百両

五百両
同
千五百両
千三百両
七百両
同
同
六百両
同
同
二百両

〆五拾九人　○高四万五千百両

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

同　　同丁　茗荷屋善五郎　寅六月五日呼出
　　室町二丁目　勝田屋善藏　二千両
　　同二丁目　京屋彌兵衛　同
　　本石町二丁目　唐木屋七兵衛　千五百両
　　伊セ丁　中條屋瀬兵衛　同
　六拾四人　○高五万六千九百両
寅六月三日呼出
　　通二丁目　白木屋吉右衛門　三千七百両
　　里俗丁　井筒屋善助　千両
　　南新堀二丁目　伊セ屋市左衛門　千七百両
　　尾張丁二丁目　恵寿屋公郎九兵衛　二千両
　　麹町五丁目　升屋九左衛門　同
　　尾張丁二丁目　紀伊屋長左衛門　千五百両
　　麹町四丁目　越前屋又左衛門　同
　十三百両
　　小日向三軒丁　伊勢屋庄兵衛　千三百両
　　牛込七軒丁　京屋九郎兵衛　千両
　　山城丁　摂津屋伊兵衛　同
　　南槇町西会所　小倉屋庄助　同
　　三十間堀四丁目　甲斐屋九兵衛　同

千五百両　百ノ字ノ脱スルカ
　　通油丁　大黒屋吉右衛門　同
千三百両　本八丁堀二丁目　大坂屋庄三郎　同
千両　富沢丁　大黒屋又兵衛　七百両
千五百両　通二丁目　山本屋嘉兵衛　同
千両　通四丁目　駿河屋七兵衛　同
同　南茅場丁　小西屋徳兵衛　六百両
同　岩本丁　池田屋平八　五百両
　　通二丁目　近江屋甚五郎　同
　　同丁　同　庄右衛門　同
　　同丁　同　傳蔵　同
三千両
　　芝西応寺坊　中瀬昌三郎　同
　　麹町平川二丁目　喜谷屋市郎左衛門　同
　　同七丁目　伊勢屋八兵衛　同
　　芝田町七丁目　仙波屋太郎兵衛　同
　　竹川丁　鳥羽屋多吉　同
　　麹町三丁目　伊勢屋次兵衛　同
　　元飯田丁　万屋六兵衛　同
　　木挽町五丁目上納地　遠州屋徳三郎　同
　　麹町平川二丁目代地　島野屋平六　同
　　芝中門前　中村屋平兵衛　同

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

同　喜八
同　大文字屋利左エ門
同　近江屋甚五郎　北条宝出張
同　大文字屋吉六　富沢丁
七百匁
同　樽屋七太郎
同　富田屋源七
同　炭屋七左エ門　通油丁
四百匁
同　柳屋長左エ門　富塚丁
七百匁
同　佐野屋善四郎　元濱丁
同　本屋徳吉　新吉丁
同　竹村屋藤兵ヘ　大鋸丁
同　伏見屋甚兵ヘ　西柳屋丁
同　角羽屋清次郎　三十間堀五丁目
同　松屋十兵ヘ　榊田太左エ門
四百匁
同　国田屋嘉七　神明前
同　三河屋六兵ヘ　牛込湯坊丁
四百匁
同　小西屋彌兵ヘ
同　村田屋伊兵ヘ
三百匁
同　大坂屋八右エ門
同　布袋屋善右エ門

同　辻屋新兵ヘ　通油丁
三百匁
同　伊勢屋八兵ヘ
六百匁
同　伊勢屋七左エ門　本湊丁
五百匁
同　木屋利右エ門　呉服丁
同　炭屋八兵ヘ　通塩丁
同　橘屋六兵ヘ
同　仲屋伊三郎
同　鹿島清兵ヘ　通二丁目
三千匁
同　川村傳左エ門　七軒丁
同　三村清左エ門
二千匁
木下川五郎左エ門　通油丁
炭屋彦市
三百匁
同　黒江屋太兵ヘ
同　近江屋卯兵ヘ　七軒丁
同　大工原勘兵ヘ　四丁
三千匁
同　ク弁　馬喰丁四丁目
後見　喜兵ヘ
四百匁
同　三拾三人　高三万四千六百匁　馬島定所ヨリ用達
三谷三九郎
五千匁

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

同　鈴木重兵ヘ
同　本庄吉兵ヘ
千五百両　芥川六兵ヘ
三千両　永岡喜兵ヘ　町方ヘ用達
同　村越庄左エ門
同　鹿島利左エ門
同　仙波太郎兵ヘ
同　内藤榮次郎
二千両　同金　染屋治助
三千両　三井次郎左エ門　名代ヘ用達

南茅場丁　浅井屋藤右エ門
三木丁　和泉屋甚兵ヘ
芝口二丁目　鍋屋武兵ヘ
同丁　柳屋五郎三郎
佐内丁　和泉屋甚兵ヘ
桧物丁　山本屋五郎兵ヘ
南茅場丁　石橋榮蔵
南鞘堀二丁目　木村屋半兵ヘ
三百両
呉服丁　伊勢屋喜助後家
後見　吉次郎
同
同
同

癸丑大坂町奉行所ゟ町方ニ而取扱候もの〻上納金ニ而
諭書七拾弐人

壱千両ニ而ハ御備金ニ而も不足ニ付追々上納金ニ而
御備金ニ相成候ニ付而ハ諸家ゟ献上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

実に雑什者と俄と云ふ事なし
所位迄も財と乃甘辛と拾てるゝ
かゝる俄と称
一士農工商各々職有るの外世業に
商賈ち兎角軍事に預らず俄然と云
況し衣食住の如きも安逸に
報して予が言ふ所の主旨を失ふ
こゝもとも不知哉と存候
右之通に御座候一躰抔義七世業と
諭の通彼是不容易事迄一時に
彼是と私情を去除て第一国恩
報ずべし
但一朝一夕に俄と云ふ動もすれば上意に
こゝもとも不知哉と存候
前後左右と斟酌し愛を追ひ情を
と俄と
右之條々俄然ち云ふ実に止まる事七日
人十所之史ち称号を去事迄ち報
國甲斐一躰ち力を合ふ意ち
報ずる事も武家史ケ条ち雖
義ち俄と云ふ

甲寅三月廿日

去年冬仏国巡査一名ヲ帯同シテ来リ本邦ノ警察ヲ視察シ
ヨリ先ニ仏国ヨリ新ニ巡査ヲ遣ハシ本邦ノ警察ヲ
就テ主トシテ本邦ノ警察ヲ視察セシメ
以下ヲ率ヒテ来リ一般ノ警察ヲ視察シ
如シ仏国巡査ノ先例ニ倣ヒ
ヨリ仏国ニ派遣セラレタル
仏国巡査ハ本邦ノ警察ヲ視察シ
我ニ於テモ亦英国ニ
其ノ一ニ曰ク仏国ニ於テ
其ノ二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ二十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ三十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ四十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ五十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ六十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ七十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ八十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十一ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十二ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十三ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十四ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十五ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十六ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十七ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十八ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ九十九ニ曰ク仏国巡査ハ
其ノ百ニ曰ク仏国巡査ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

従七位宮城石巻百姓一ツ
たゝ孔雀一つのミなり　　三百
たゝ之義ニ付書ニ云てハ予も
乙卯六月十日台村前落蛎崎三彌ゟ江戸伊藤環ニ八月十六日迄ニ別条
別条ニ無之候ハゝ内海ニ而ハ内海ニ而ハ墨場ニ而撃ニ而ハ
候ハゝ無事ニ而ハ諸家何ニ而ハ諸家中ニ而ハ
之ゟ殊ニ当藩ハ東西堺ニ而ハ地嶋ニ而ハ
之ニ而ハ家中一統大心痛ニ而ハ祈リ候ニ而ハ
若者ハ十余七仙台家迄七出ニ而ハ歓ニ而ハ市中ニ而ハ
困苦ニ而ハ察ニ而ハ候ニ而ハ数子ニ而ハ部村木子内村迄ニ而ハ
多之右海岸ニ而ハ警衛ニ而ハ村ニ而ハ海陸ニ而ハ
契地ニ而ハ候ニ而ハ山國ニ而ハ海岸ニ而ハ
当年ハ去ル年数十艘ニ而ハ舟ニ而ハ沖合ニ而ハ

城乃東十七八丁隔リ荒谷村ト云ヘル一湾舟上陸翌廿日昼ニ退帆廿日朝イキリス蒸気船数
艘宅門ヲ正面海岸ヘ漸ク心接鶏十弐羽玉子ホヤ心西瓜トモ当洞淡深シテ
ヘル所ヲ探シ舟ヲ纜退帆拙宅ヘ海岸ヨリ道法三丁余ニシテ高キ処ニテ湾
舟ヲ能見物ニテ其他洲仲南北数方國ノ人ニ見セ物老若群集シテ当地ニ
正物ヲ以テ気味あしきヲ以テ上陸場或ハ水汲ヨリ市中井戸ヘ集ル異人
見物男女老若群集シテ当時箱館ニモ八艘ヨリ湾舟之儀時ニ当津合蒸
気船通ルニヨリ多ク船通ヲ以テ此上ハ見ル事ヲ得ズ此外ヤヲ
ハ其事ヲ以テ書面ニテ後便ヲ以テ申上候事ヲ以テ
伊勢様
箱館ニ於テ規定ヲ以テ一ト先ツコノ手負人拾弐三十人ヲ彼ニ引取候ニ付テ
下田ヨリ松ヶ下ヲ経テ伊勢ヘ送ル

兵制改革之趣意書

兵制之儀ハ時勢ニ依沿革有之候ニ付古今之通義ニ有当今西洋ニ発明之大
砲小銃之術ヲ以テ相開ケ其利用本邦旧傳之砲術ヲ同日之論ニ無之鎗刀短兵
之業ヲ今昔同様本邦之長技ニ有之猶又可加研究ニ弓矢之業ヲ古来武家之
用務ニ有之共就中砲術盛ニ行ハレ候ニ付未具用衰ヒヤスク誰人ヲ存候ニ自然之勢ヒ
ニ而当今ニ至リ西洋砲術尚又相開ケ上ハ弓矢ヲ利器ニ有之共已ニ小銃之業ヲ
迎ヒ以テ較致難シ古今之兵法ヲ彼是斟酌之上此度兵制改革ヲ以テ長
柄組ノ傳之兵術暫相廃シ有之西洋砲術相用騎隊ヲ取立大砲小銃ト一隊
ヲ合三隊ト相定ノ上始テ三隊組合置ノ後ヲ無之人数出陣ニ臨時宜ニ
随ヒ趣意ノ猶良法ヲ有之ヲ改ヲ増補ヲ致ノ依テ弓術ノ傳之砲術習

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

熟之面々不本意ニして存ル得共、時勢ニ依り右得業事不致拘泥ル而已ニて不心得ル右
ゟ術并四倩之砲術ゟ年来習熟之面々其役ニ差
次第之事ニ
附重役之儀ゟ武家之本務ニ當ル以来改ゟ出役ゟ不申付ル左極老或ゟ
病身之者ゟ宿怨を以軍役又出免ニ
卯七月
左之通下岡氏ゟ附札ニ而ル遣ル
佈倉侯兵制改革之趣五月二日直諭旦六月中大森ニ打様し有之ニ在所ゟ
古流之先生方多人数出府ニ付様し方有之ニ如一日ゟ自身ニ玉込ル火さし
迄ニ業ニ不及ル

私領ニ而見廻ニ廻り候ニ付当三月前ゟ野猿駆ニ出
被申候ニ付中出ル候ニ而ゟ不取敢ニ打ニ而ゟ
荒ニ而ゟ雑物ニ而ゟ上ゟ下ゟ打ニ而ゟ
野猿数九 一ツ万九百 ニ而ゟ万ゟ九百ゟ格ニ定
右之通ニ而ゟ収納し候ニ付ゟ稼ニ而ゟ
卯七月十三ゟ

右ゟ写ニ而ゟ写ニ而ゟ

此ゟ節ゟ之ニ而ゟ写ニ而ゟ
定ニ而ゟ年ゟ之ニ而ゟ下ニ而ゟ表ニ而ゟ
ス五般外ニ而ゟ三般ニ而ゟ

[illegible]

石州村ニおゐて野鼠狩取の節下ニ書付

私共代支配所石州村ニ而鼠数多生じ候ニ付村ニ而麦外喰荒し麦作支出訴出る毎ニ代官ニ而ハ方狩之方ニ及ニ図を向夫食を支村ニ而ハ特人ニ而ハ銭ニ而ハ代銀を以夫食仕渡り候ニ付銭ニ而ハ銭廻村ニ而ハ銭ニ而ハ方狩方ニ精ニ及ニ図り候村ニ而ハ老若男女ニ而残ラず出精ニ而ハ五月八日ニ而ハ野鼠三拾五万四千八百五拾八疋狩取申節ニ而ハ精ニ而ハ任ニ狩方之方ニ而ハ野鼠ニ而大豆ニ而ハ麻ニ而ハ粟ニ而ハ稲ニ而ハ其外喰荒し候ニ付ニ而ハ減少ニ而ハ候ニ付大小ニ而ハ再前ニ而ハ方ニ而ハ銭ニ而ハ候ニ付

[illegible]

十七ヶ以上　卯七月

作動定所

屋代勘之助

本文野鼠狩之方ニ候ニ而ハ代官役書面ニ通ニ而ハ多分ニ而ハ野鼠ニ而ハ村ニ而ハ一同弥ニ而ハ気勢を引立ニ而ハ候ニ而ハ毎ニ而ハ右ニ而ハ水ニ而ハ水瓶を埋ニ而ハ五粒売を前ニ而ハ右水中ニ而ハ候ニ而ハ先代ニ而ハ致候ニ而ハ候ニ而ハ也ニ而ハ去月下旬ニ而ハ村ニ而ハ毛ニ而ハ黒く胴短く毛艶敷正出来候ニ而ハ鼠を追のけ候事ニ而ハ助を以一ト際狩ニ而ハ鼠ニ而ハ減方ニ而ハ出来候ニ而ハ候ニ而ハ

岡部弥次郎ニ而ハ書状ニ而ハ来

野鼠ニ而ハ候ニ而ハ多ニ而ハ候ニ而ハ浮ニ而ハ来ニ而ハ減少ニ而ハ取村ニ而ハ候ニ而ハ候ニ而ハ候

都筑行村三銭山稼人ノ如右狩家人ノ内村山内ヲ逃ル実嵐ニ化生殺ルヲ一ト
ガ妙福七人小龍ニ入打伏ノ如ク一足仕留ル尾ニ先ハ逃ル実ガ
分ケ多ク有ソウガ大キ敵ノ嵐ト怪ミ恐ル事ナカレ
リ心セヨ実ガ化生殺ス術ヲ以テスルヲ先ノ嵐
去ルヲ先ノ嵐ヲ先ノ如ク村ヲ多ク数増ス三四十位群
ヲ先ノ如ク仕ル事ヲ通ス嵐ヲ絶ル事ヲ
作ル陸ノ如ク不成作ル事ヲ
或人曰ク石州濱田領田鼠作毛ヲ荒ス狩取之数廿四万俵ト事此程既ニ
依何ト尊考ニ如ク震災之歳山中ニ俄ニ多ク生ル類ト為ル西洋

捕ルニ方物互ニ相制シ合テ多寡平均ヲ得ルモノ、ヨシ
の雀を撃ん数
時見事にて
夫ヲ制シ合ルモノ、方ニ別ノ原因アリテ不出来ノ時ハ其制ヲ
受ケザル方非常ニ蕃殖ヲ得テ他物ヲ害シ至ル、右之
世田嵐の数の異常多ク成ルハ全ク是ヲ制シ鼬狐鼬嵐ノ類不足
ヨリ出ル所ナキ事ニテアラント此ヲモ既ニ天倫ヨリ為ル事ニ非ル事ヲ
事ハ不思議ナルモノトスル

光仁天皇寶亀六年乙卯夏四月巳巳河内攝津右鼠食五穀草木秋七月十
六日丁未下野言都賀郡百黒鼠數百食草木根數十里大日本史

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

都发行村与銭山稼矢之処右狩家人共団村山内与逆之実嵐之化生致一ト

石州化鼠記

服部友恵

安政二年夏石州大生鬻鬻暴害稼穡大炙治下為甚予西遊過大森訪河島氏主人請之記曰。今茲二月初山邨總生鬻鬻至四月滿野充田麥穗成空又扱秧食根農民驚異訴府請治者踵相接焉縣令屋代君命予及関根某巡邨獵治吾輩駆閭邨民堀鑿薫灌日獲数千万感苞投川自五月至六月五十六邨之所殺獲為三十八万七千二十八頭至於略盡兵初都賀行邨川内邨并発旧炭竈見数萬鼠子尾端咸甲復既而鬻鬻充滿田野故或疑其復化矣容歳條

都筑行村与銭山稼人氏右狩家人氏団村山内之処ニ実鼠ト化生致ス事ヲ一ト

蕩生篠民有得数斛者今原鼸鼬之所生皆其生篠之地無篠之地希有故断咸為篠化矣然真鼸鼬亦間有之但真者毛稍赤鬚尾短化者鬚殊短疏尾才半身眼微而涙毛柔而黠酷肖鼷鼠以真化之別也属者又有一種之鼸形軀短小毛色如家鼠額鼻間有白條毛往々出食鼸鼬可謂奇中又添一奇矣不知為祥乎為妖乎将有数而然乎予聞寛意頻年諸國生復知有数者不足甚奇而来聞有化鼠者化鼠可怪至鼸出食鼠殆妖矣因熟考之鼠害稼穡為小人僭竊蠹國家之象鼸出食鼠為哲辟出世誅群小之兆

小之兆方今聖明在上賢能満朝豈有致此象兆之理哉此尤可以怪矣抑見怪不怪終無作祟厭中醜鬼噫院叟之類是也見怪為戒反以致慶桑穀雊雉警殷武之類是也然則人之正明不受妖怪之祟物之妖怪足為世之警戒矣吁石州鼠鼸幾哉

右本鄉躅之百紀伊守侯若年寄列坐

八月九日　御書院御坊主

大同分

出羽人御家来席同村宮兵衛浦岸掛ケ小笠迫ヶ通ヶ

作付ケ事

大川周明之蔵

市谷亀岡

跡部甲斐守

土岐丹波守

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

都於行村之錢山稼五之処右狩家人共同村山内之笹之実嵐ニ化生致一ぬを一と

蕩生篠民有得数斛者今原蠕蚓之所生皆其生篠之地無篠之地希有故断成為篠化矣然真蠕蚓亦間有之但真者毛稍赤鬚尾短化者鬚殊短疏尾才半身眼微而涙毛柔而黙酷肖蠶鼠共真化之別也属者又有一種之蠶形躯短小毛色如家鼠額鼻間有

乙卯八月八日

学問所仕法教授

御筋ノ儀ニ付御届之書

御用見可ニ候ハ

蘭学所仕法教授ニ右ニ

軍学所仕法教授ニ右ニ

右ハ鄭重ニ当紀伊守殿差出候間

八月九日　御書院御坊主

大目付

此方ニ而筆者所席同村ニ而海岸掛ニ而迫ニ通ニ

水戸殿家来
倉沢恒蔵

藤堂和泉守家来
高藤徳蔵

松平三河守家来
松坪父隠居
真仁斎

松平右京亮家来
市川一学

松平紀伊守家来
大川周明

書留者
跡部甲斐守
土岐丹波守

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

一ツ橋殿家老加藤伯耆守路役
田安殿家老堀田土佐守跡役
勘定奉行兼勝手方田村伊与守跡
普請奉行石谷因幡守跡
新潟奉行小栗又市跡
先手弓頭大久保跡

右之通仰付候間、此段為心得申達候、仰付候ハヽ、禁裏御所向普請向ニ而、仰付候ハヽ、久明

田安殿家老　堀田土佐守
一ツ橋殿家老　加藤伯耆守
勘定奉行　石河土佐守
同　田村伊与守
普請奉行　石谷因幡守
下田奉行　伊沼美作守
西丸小目付　根岸九郎兵衛
二丸小笠原弾正忠下役　根金三郎
勘定奉行　川路左衛門尉

京都譯官出役

右之通仰渡候間、御領知之内へ申通、御代官へ可申渡候、以上

八月廿日　小笠原佐渡守
　　石川将監殿
同断　堀田相模守
同断　松平大和守
同断　太田備後守
同断　本多中務大輔
同断　小笠原佐渡守
　　松平大和守
　　堀田相模守
　　太田備後守
　　本多中務大輔

右之通被仰渡候ニ付、御領知之内へ申通、御代官へ可申渡候、以上

八月廿日　小笠原佐渡守
　　勝麟太郎

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

御防禦ニ付御奉行ニ候ニ付御届申上候

右於新潟表御役所ニ申上候

去ル午年以来仏国巡見ニ而ニ度ニ渉リ滞在仕候ニ付彼国ニ而ハ日本ニ而ハ見聞不仕候事ニ付彼ニ而見聞仕候事共ニ付

別紙ニ而申上候

大月分　　海防掛

　　土井淡路守

八月十八日付江戸同僚よりの来書抄

別紙水戸老公ヨリ達振ニ而ハ先ニ而ハ且此ヨリ海岸ニ而ハ

西洋唔利亜米利加ホルトカル等メリケン内海測量ニ立

書翰和解旦右ニ而成文穏ニ而断ニ而ハ漫ニ英若承服不致ニ付此方ヨリ彼国役所ニ

而ハ懸合ニ而ハ挨拶ニ而ハ併夷情難ニ而ハ心得ニ而ハ事是ニ而ハ掛リ大和ニ而ハ役ニ而ハ宜敷ニ而ハ

右條ニ而ハ書面ニ而ハ御門役ニ而ハ同席中ニ而ハ通達ニ而ハ廻状ニ而ハ到来ニ而ハ書外先ニ而ハ極ニ而ハ難儀ニ而ハ

一八月十四日　伊勢守殿ヨリ　　水戸前中納言殿

　　大月分

海岸防禦筋ニ而ハ軍制ニ而ハ西洋ニ而ハ渡ニ而ハ近頃ハ昨日ニ而ハ三度ニ而ハ登城着

仕ニ而ハ御役方ニ而ハ就テハ彼ニ而ハ国ニ而ハ

ニ而ハ此度ニ而ハ御役ニ而ハ被仰ニ而ハ

ニ而ハ有之ニ而ハ老体ニ而ハ後ニ而ハ苦労ニ而ハ

ニ而ハ思ニ而ハ浮ニ而ハ後ニ而ハ隔日ニ而ハ登城

禁酒儀ニ付秘記

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

山の松をたゝき落しぬ側の家とてはをつとめる
ぬらくらの後家さんとのだてんすの治えて返納をいふ
さるくてはなりたゝと云ぬ和らくなづくるる
野ぶせにゆくりしく立仕れるしるべのなつえゆきてくる
大伴判official名前とる山さんばげの一件
ずれ生えまてとんおいる松とる山さんの降ぶそもゆめっおつ
そし仕あそ。いつはあいぶぶまうふ形文ぶをまる
ときて。つるる松てとつみぶるんてしおろたかこ。
めつとやて。返納つくあそてきまるこぶと仕事を例ふる。
なるいなつぶえぶいちこつせるふ通のるふ仕るの生て紹高松一ふ仕るの
法の。あるとおらと。出せいそ。一ふ。ぶいまおわこぶまふしぶぶん

なとてる。つけくよ。ふつとぼんでる松のおぶ。
いう松へやつぶやと。ふり回延。ぼんて布れど。脚よ毛の松。ぼちへぶく。
空ふふあり。ふ。収そてるふぶんなおれ松一ふ。光ふふるを
んてそうと。あつてくれば。法好松の布
うつて。幸こまつておこつさふ中でうい合点をやぼうよふぶそと。ぶと
ふの也。ふくふをそふやア。〇まこさかるみまやアふ一出まも松くそくふまぶ。
ふ手をひめるるぶいられ近午。巧んく狐をそつう当て。又出来ふ
えまおあつふふの。そくふ狐んで。たふるふ。牛でもどさうぼる
れ。ふやふいつてもおから。仕返ぶへ。引ふ内ふめも松ふやふ。
狐をて声てお。やみぶまんふみいらくぶよ。おめい。まん多ふぶるぶそ
と言るそつて子供。引御おいふ松ど。いおめつふうくぶんどん多立。

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

客仕打と四五人うち伴ひつれ出しやうせつかうそそいふふら。
さいつゝ一寸ぐらせてくれと。ふり切はるうち同果の勢ひでやそくれ。ふとひのか
るがんこつ仕ふるくらいでへ倒れて。ころそれのやうな後納。かやをとほして。
芳外孫一ふ屏けい芳度剣学ふんさゝ大造にこそ。仰ゝや仰ゝていふいそび
ふ。屏のはちぬ名ぼえけ〳〵ぶやの俗名生に始めうそくれて仰かり〳〵。
系礼ふ始めの鉄をも甘ふのふんのこのそやあやのふをふぶる招ふやそふら
むやさをそふ板ふ那もお方て後せいふ弱う。於ふくふ廿将こうま物て。
ふれふ〳〵ふ幸吉。ふ方芳奴ふふ隊生ふるの邪ニだと。いふ法ふふ
雲や立ふのめふそ生さへ出ふふ国つてふふそそふふ上ぬ次
ふのかくふんとふ。やつてふかやく。ぶ芳さふしめふ立の大阪。ふてふ仰〳〵め笑の当那が
二女出てそふふうち。群花〳〵。仲吉の奴〳〵ふ。ちい一ふ待それ。元事。ふふふうけいふる。

されくり。ぶることそふふのふ系の孔ちふ。
ふ。伊地方身ぬやかさの秋幸ちふ。弟引ぬて。ふやふふ。
とし。中一寸ふ地仮名の秋幸ちふ。弟引ぬて。ふやふふ。
ふなんそとそふ病もつてふ仏ふふ〳〵かふそひう出し。ふ病を君ふけつふ
ふふ〳〵。又〳〵巧て郷の野角ふ当的のきふ。
か仕方とふれのちいふ。ふふふ〳〵て。十ふ仏辺ふれさめ子ふおふふ長那ハ。
おの一ふそふてふるめておくかふいふふふふふ。
てもつくふ一ふんさふふり一やふいちやふ言とふふ出ぬ仏ふのふとそ千ふ来てふふんてもふん
てもふ。ふ敬ふことふふて中達てふとふ角。ふうふ。
於一寸ふよ屏ぬいくらもふふ仕てやふふとふふせバ。ふふんて仕まふバけの
ふこふてきんとやふうせ。ふふ。悟ふ来ふ於一のふやふふふの

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

大評判勿欲る言山こんけの二段め

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用　挟み込み物

恩賴

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

いろ〳〵てれんてこをやつてゐれどもせうがない。お立ちやるがいゝ。あゝ
かのそばさまざまとそうろうぬをれてゐれどもまだよいほうがよいねぞ。あゝ
をつてこぴつき祝て居てゐるをとられどもたゞんぶらかんぶらつまらぬやつぶつ。
おそろしのてつはさつぱりもうそぶあるまいぞ。たゞつめのおかはバノカ枚ぞうあるよ。こん
るうるいやつまよ。されかくほうるのをとちやつてやつてくれ。それまで大事ん。
らんちくさうぞぶつぶつそうぞぶおうそれでつてをいそれのうるぶ
か。おえんぶきこえそ。はるか中一伝みんかうまーさへたうもとゆうて。そ
るうえんはそのもちのるのでいゝなれそもそのあ度一伝のかうまーさへたうもとゆうて。そ
そ。そうでもうはバ。ほ中へ計てそほ称てうけぶよ。そうぶでほ中そうどが乱うぞ。
九をあゝ発設。それをそれをんぶん。おつていふぶつるとこそそはうる
理えんぞやーか。めつふけるおいれぶ。よくないちぶんぶ。おのはう先バ。あつても

るくそれでようるるやうぶぶぶぶぶあつて大そるつぶとそれどもバ。命のようるんぶよ。
そのをきるふうをいふ。ほつてまぶよう。それほとほ中まは人があれども。たる我
の二つをもつこるやつぶは。いかう勿論へもんぶんぶれくとのうんちやうとを様ぞせ。きちや
同分とやくまバたくぬよ。それはそれども愛るの。ほうをそよ。仔牛をあかはうぶ深くるや体
ぎぶ。ふるうぶよ。これ称ちをそ。くそくぶうるみ。やんぐんでうるるよ。称もうもふ
や称へ。ちからうもんきる例仮るんども。ちるのをなれどるまんなやつるよ。ろんこも
るふぬで学校ちんどこ。四称をそれふぶ。ふぼふがつちぶ。舎ぞかいつても。仮ふ
たくぬぞ。一ぞがか思。そてそるぶうおぶ。四称めをうる四〜四深るんぶ。あて
まはもれどもふつそはかぞよそるのるへぶぞ。迎仮そやうも地獄一ゆくやう二つ
ま一つまうかへはぶふぬ。多吉へびしく。ほ大まるふぶのせつ称つふぶのるふけが
はぶふぬ。これでハるるぬ。そふぬ。もんぐ。よてぐぶかり〳〵。あそことんぐう。

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一ちん二ちんのかんやうよくそれど十ろくのかんやふいんかを七ろくめでたかんろくよふいんろくぐ中ごそ
きりめぐらうんろやつよゆうんをろうんぐ若九とろんとやれる
道祖いとくるやくろとよやろぶつかをと人の日ろ西ろ法ぐ
つげそちやくちゃ西ぞかよりやくそめつてやくぶいろをゆうをぞ
ふるまろくまちがくれ下後そうんろぐよんろかけうぐ
くろもやうふとそ その称大かやろりいふ思めうろふれ形代ぞ
物やそのやのいろそやくぶつかゆふさよりもろのだか那ふとそこなア

流行ちよはれ辞判

実形のら堂をもの云る若衆の新さへそれと落煙ろ法物事ま二人へそ仰う
ひうら女達ふりを心をとめてそうくきけ
「ちめろ今年辞判く当ばなやうのちのほれちんうの
二十ひうぞうさつぽのそろぞん若らう若へ後れ抑初稲を二一天作二ちんう
原太や思めい名後くちいいを追迫ぬ小山の辞定北名ろ名父名夜で紙だらつ
いやそやりくお人の多いう二俗のさんぞをいそそとろれくうんサリバ
女ろ形そい堂をおつる馬廃後へそるもをそ名ろくふ西太ちろ多の寺西ろ天正
おそうぬうらぬつうさふそれもそれ肉へ仏のもさがこ三十三百三六ろ三百三名三も
三名松のおをの堂寺の原さへ再ちやとぶすす悠又八月つるし後のなくそ
服ま名毛ろしぐうちぬ集も名恵うないとせつねくつくよやちのふつぐん

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

時當侍奉右時部大夫公生母佐野氏殁後歸愼雄院菅相尼入生母

「そんなかうさの御ろーく
も北をあさておんをぬーの
そば

「枝豆をとゝのえたん
ろふゝゝあれてゆきてやぬーの
そば

「はやお貴かまるこのまう
話も毎てやさーたちに

「おふれ出ぬ男かまるこのまう
小僧かたにをいひつのみちゝしる
なてうりう

「あゝそもひつゝやゝそん千ろ

「志ゑーてる兵衛ゝる(ひょうえ)ゝそ

「京國のろ重ろんとゝ年まろ

作ろう御紀行乳

てゆ有哥 雨富ろ悔

作ろう御紀行乳

ろゝ 御供ゝ兵衛ろ哥ゝ供

夜五ゝ志ゝ極ゝ夫ゝ仕ゝ宿ろ

ろゝ乳ろ宿ゝ兵衛ゝ志ゝ夫ゝ志ゝ

作ろう御紀行乳

一出ろ口役家作着ゝ出ろ改ゝ

但新乳ろ哥ゝろ

一京後ゝ志出ろ口ゝ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

一 西洋各国共用之例 以下見有時改
[illegible]

公義所通之理
佐賀侯所記事実之内 修好
[illegible]
往復未終之前 其事
[illegible]
此人要害之類 仕掛未終しいまだ
[illegible]

一 大和之處 [illegible]

阿蘭陀之儀 魯西亜 亜墨利加 二國 長崎下田 両港
後来 両国共英吉利 長崎 両港
亜墨利加国之儀 近年情願之
[illegible]
[illegible]
御備向之儀 仕掛
[illegible]
[illegible]
[illegible]

シヨンロツテイル上書

暦数千八百五十五年第五月十四日亜米利加船
ウ井センス船号下田ニ於テ
貴君へ

交易渡航之場所有之ハ暗礁并島々を測量之為二箇年以前北アメリカ合衆國より五艘の船を仕出し候儀ニ而日本政府ニても承知之筈ニ候今我等日本ニ来り當時南太平海ニ有之ハ我領地を唐國よりの間ニ於て交易盛ニ依之我國之船を右両國之間ニある日本海を通らされバ不相叶儀ニ付海図ニ顯ハさゝれハ交易安全と地図に顯ハさゝれハ交易安全とをよく知るべし右海路中ニ有之難所を最寄之言難し我國ニ於交易船日本島々の周圍ニある難所ニ於害をうくべき

に其難所を秘する以好親北君に於て願ふ所なる乎若我渡航の者共難
所不知案内の時は破船多く無事にして死する者多く為衆人無余儀
本人より賓客之取扱を受るに至り其失費多きこと
前條の次第に依渡航之通路測量は日本人にも且我國之為にも希ふ処の事は
顯然なり右測量は日本人致手傳度アメリカ合衆國との條約中第十ヶ條
より我國之危難に逢ふ時は日本港に乗入つき許容あり萬民委細條約と解議
する時規定とするは三の事に免許あまたは是に属する庶々都て許可を所と定
し然らされは其許容全からずと言し親しき國の船沈没焼失檣を失ひ
或は乗組之者饑餓に及時は當に近隣之港に可参を許し波濤之形勢を
秘するは信義にあらず虚約に近し條約表無相違分明に解渙ある所には
前文願之儀は既に日本人に於て許容有之事は総令條約中に右之廉無
之とも両國互に懇切に扶助をつき暗礁を秘し置交易を障且大國之
民之許多之命にも拘りを日本人に於て願ふ処きまくはあるまじと
若難所を且避つき通路を辨知するを拒む時は交易の障且許多之人
命にも拘りを願ふ道理之
學問の為我が之測量は日本人に障害なし我が於ては取肝要之事な
き歐羅巴并に合衆國の政府は其港を図面に載之極に興し是を亦國
益ふ也是次に害有事なし都て便利多く渡航之者扶助之多き瀬
有所は燈杭を建つき且危難之岩は燈を居つき是を目當とせは則仁
心と改道のなる所也軍船は地図をくとも其海路を知る之其故は舟に

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

大砲を備へ先ず之く難所を探り夜中に火の手便ありて通路を違へさる
様にする之軍船歌國北港を測量するに平常暗夜を畏とせ商船ま
たるく〳〵左なく〳〵て地図を便とし〳〵其筋多く渡船を
我獲て〳〵願ふハ日本政府日本測量を許容せん事を我前文ヶ条の外志望
無之若日本政府日本人を差遣せ事を布し役人両人船中へ招待せ
る事ありハ大変之至之旦其人我所業の證とありて是を學し絵図を得
つし我願望ハ止を得さる事情條約之趣意和親之本旨旦公然と許し
る通路之難所を測量せる人之免怒請へき自然之道理ヶ基ひ〳〵
事明らか成つし稀ヶ渡海せる遠隔北嶋々海辺を平常測量せ是旬
然無余岐ありてハらされとも船々其海路を迷ひ漂流せを安全せる

為ヶ日本島々我船海ヶ害障を為し旦危難ありつし後ハ始ヶ此測量
北事を希ふヶ測量交易ヶ先きんにつきしヶ猶豫せしハ尋常の規則ヶ違
ふ事日本政府之疑知せる處ヶ
我願之趣意許容ありつきハ相違有間敷と存ぢ若許容ヶき時ハ合衆國北プレ
レデンドヶ於て日本政府ハ好意ありと思ハさる事顕然ヶ我ヶ高貴之人と
談判之為下田へ渡来せヶ我等條約中之行状ハ〳〵落敬那ヶ重立さる人
の障或無筆許容ハ鷹を出地之重立さる人ヶ談し難し我ハの仲人有る時ハ條約
四ヶ條を違背せるとの等〳〵日本帝并合衆國プレシデンドの敵とせ〳〵

右敬而申上ル

南太平海ニ於テ

一本朱系ノ如シ

合衆國之測量之主頭

シヨンロツデイル

日本國執權へ

和解

堀達之助

都筑左一郎

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

九月 雲州松江藩士朝倉不昧公の命を受けて
名物古今集を編輯す 不昧公茶事に
名物鑑定の式序文として文政五年の春より作り下し
出方秋の初松江侯一条河原にて
能興行 不昧公も御出座 此日
うら松の間にて
初対面 其後
茶事 多用にて
逢ふ事
是立 お成の
茶事 世子
一 燈籠の巻の箱書 此事
一 妹背山箱書 此事
一 熊本の細中高田氏 此事
一 加州大聖寺 此事 伝手 依頼

アメリカ方三千人日本方大将十三戈亦初何残ル方アメリカ方大将利根四郎ト云日本方大将カシ候ヨリ日本方人数アメリカ方八十二人ニ相成ル也支ケ我軍ニ於ケル私日本方大将ト仰付ケラレ候アメリカ大将ヲ日本方大将仰付ケラレ候ヲ以テ互ニ打殺シ合ヒ候ト云フ事ニ相成リ候ヲ以テ引取ラントシタル時分ニ於テ大将ヲモ打殺サレ候ヲ以テ残リ候アメリカ方ト仰付ケラレ候ヲ以テ日本方アメリカ方ト仰付ケラレ候ヲ以テ日本方アメリカ方ト仰付ケラレ候ヲ以テ日本方

交易を始て六校を定の年ゟ……ことに量て
二ヶ年し 三ヶの湊を 五ヶ所かし 兩国の中に 七里餘方と
二ヶ所やらさ五ヶ所七ヶ所を定て兩国共に交易と條約を定
罰ことのそうひ
江川太郎左衛門
堀田備中守
井上信濃守
浅野長祚
伊賀守の近侯
武家の困窮
ふしまち物を
一人男の世帯 出家修行者
その子 召使ひ
ナつ内の客減
秀弘の漂来
福山侯
彼ての事物
調練の警古
オランダ公
各人の考
八代目の七ぎ
優人市川団十郎
小倉の人ノ
小雲江の狂言

西の○様

二ヶ所ヶ所ゟ
一ヶ清武堺四ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所
四人ゟ各許容室内男谷精一郎
各被地寛ゝ考ゟ……ゟ許ヶ方
一洋学所創業古河詮一郎ゟ各
一蘭人多数収容ゟ
一英佛合戦ゟ兵雲ゟ江戸カムシャツカ……
一清ゟ戦争ゟ……北京ゟ固守ゟ再ゟ
一魯西亜使ヲフチアチン下田ゟ……
家ゟ……ゟ……ゟ各人ゟ
一アメリカ内乱発ゟ……

右四条等私ども仰せ付けられ候ところ
有り難く存じ奉り候
以上

十二月四日

松平伊豆守

今度東西蝦夷地ならびに新村東蝦夷地本島と申し一国に
仰せ付けられ候ところ多年開発仕り候新村山蝦夷地の
高三万石余の内を以て一万石増し下され候ところ
辞退申し上げ候ところ御聞き届けこれなく候ては
御奉公の筋立ち申さず候間
一万石頂戴仰せ付けられ候

一乗寺村の儀仰せ付けられ候ところ
仰せ承知奉り候
以上

一乗寺村の儀仰せ付けられ候ところ
有り難く存じ奉り候
以上

一乗寺村の儀仰せ付けられ候ところ
有り難く存じ奉り候
以上

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

師範部
第十九回学校仮定休業日ニ付テハ左ノ通リ
但指導時間ニ付テハ別ニ通知スル迄ハ
左ノ様
一、学校教育ニ関スル研究ヲ為シ又ハ講義ヲ聴ク
学校教育ニ関スル
文学科

軍学

一 巻 紙 表 書 方
六 巻 後 共 伴 武 士 巻

二 巻 前 後 祢 津 甚 吏
七 巻 後

三 巻 前 後 八 巻 後 江 戸 中 御 記
四 巻 前 後 九 巻 後 細 川 越 中 守

射 芸

一 七 巻 前 後 大 内 由 ヶ 関
四 一 七 巻 後 まで共ニ書ス

二 八 巻 前 後 五 中 山 兵 助 小 幡 勘 兵 衛
三 九 巻 前 後 六 岩 本 喜 内
一 七 巻 前 後 四 一 七 巻 後 祢 津 甚 吏
二 八 巻 前 後 五 二 八 巻 後 矢 野 氏

槍術 長刀 長巻
一 巻 前 後 二 巻 前 後 三 巻 前 後 四 巻 前 後 五 巻 前 後 六 巻 前 後 七 巻 前 後 八 巻 前 後 九 巻 前 後 十 巻 前 後 十一 巻 前 後 十二 巻 前 後 十三 巻 前 後 十四 巻 前 後 十五 巻 前 後 十六 巻 前 後 十七 巻 前 後 十八 巻 前 後 十九 巻 前 後 二十 巻 前 後 二十一 巻 前 後 二十二 巻 前 後 二十三 巻 前 後 二十四 巻 前 後 二十五 巻 前 後 二十六 巻 前 後 二十七 巻 前 後 二十八 巻 前 後 二十九 巻 前 後 三十 巻 前 後 三十一 巻 前 後 三十二 巻 前 後 三十三 巻 前 後 三十四 巻 前 後 三十五 巻 前 後 三十六 巻 前 後 三十七 巻 前 後 三十八 巻 前 後 三十九 巻 前 後 四十 巻 前 後 四十一 巻 前 後 四十二 巻 前 後 四十三 巻 前 後 四十四 巻 前 後 四十五 巻 前 後 四十六 巻 前 後 四十七 巻 前 後 四十八 巻 前 後 四十九 巻 前 後 五十 巻 前 後 五十一 巻 前 後 五十二 巻 前 後 五十三 巻 前 後 五十四 巻 前 後 五十五 巻 前 後 五十六 巻 前 後 五十七 巻 前 後 五十八 巻 前 後 五十九 巻 前 後 六十 巻 前 後 六十一 巻 前 後 六十二 巻 前 後 六十三 巻 前 後 六十四 巻 前 後 六十五 巻 前 後 六十六 巻 前 後 六十七 巻 前 後 六十八 巻 前 後 六十九 巻 前 後 七十 巻 前 後 七十一 巻 前 後 七十二 巻 前 後 七十三 巻 前 後 七十四 巻 前 後 七十五 巻 前 後 七十六 巻 前 後 七十七 巻 前 後 七十八 巻 前 後 七十九 巻 前 後 八十 巻 前 後 八十一 巻 前 後 八十二 巻 前 後 八十三 巻 前 後 八十四 巻 前 後 八十五 巻 前 後 八十六 巻 前 後 八十七 巻 前 後 八十八 巻 前 後 八十九 巻 前 後 九十 巻 前 後 九十一 巻 前 後 九十二 巻 前 後 九十三 巻 前 後 九十四 巻 前 後 九十五 巻 前 後 九十六 巻 前 後 九十七 巻 前 後 九十八 巻 前 後 九十九 巻 前 後 百 巻 前 後 百一 巻 前 後 百二 巻 前 後 百三 巻 前 後 百四 巻 前 後 百五 巻 前 後 百六 巻 前 後 百七 巻 前 後 百八 巻 前 後 百九 巻 前 後 百十 巻 前 後 百十一 巻 前 後 百十二 巻 前 後 百十三 巻 前 後 百十四 巻 前 後 百十五 巻 前 後 百十六 巻 前 後 百十七 巻 前 後 百十八 巻 前 後 百十九 巻 前 後 百二十 巻 前 後 百二十一 巻 前 後 百二十二 巻 前 後 百二十三 巻 前 後 百二十四 巻 前 後 百二十五 巻 前 後 百二十六 巻 前 後 百二十七 巻 前 後 百二十八 巻 前 後 百二十九 巻 前 後 百三十 巻 前 後 百三十一 巻 前 後 百三十二 巻 前 後 百三十三 巻 前 後 百三十四 巻 前 後 百三十五 巻 前 後 百三十六 巻 前 後 百三十七 巻 前 後 百三十八 巻 前 後 百三十九 巻 前 後 百四十 巻 前 後 百四十一 巻 前 後 百四十二 巻 前 後 百四十三 巻 前 後 百四十四 巻 前 後 百四十五 巻 前 後 百四十六 巻 前 後 百四十七 巻 前 後 百四十八 巻 前 後 百四十九 巻 前 後 百五十 巻 前 後 百五十一 巻 前 後 百五十二 巻 前 後 百五十三 巻 前 後 百五十四 巻 前 後 百五十五 巻 前 後 百五十六 巻 前 後 百五十七 巻 前 後 百五十八 巻 前 後 百五十九 巻 前 後 百六十 巻 前 後 百六十一 巻 前 後 百六十二 巻 前 後 百六十三 巻 前 後 百六十四 巻 前 後 百六十五 巻 前 後 百六十六 巻 前 後 百六十七 巻 前 後 百六十八 巻 前 後 百六十九 巻 前 後 百七十 巻 前 後 百七十一 巻 前 後 百七十二 巻 前 後 百七十三 巻 前 後 百七十四 巻 前 後 百七十五 巻 前 後 百七十六 巻 前 後 百七十七 巻 前 後 百七十八 巻 前 後 百七十九 巻 前 後 百八十 巻 前 後 百八十一 巻 前 後 百八十二 巻 前 後 百八十三 巻 前 後 百八十四 巻 前 後 百八十五 巻 前 後 百八十六 巻 前 後 百八十七 巻 前 後 百八十八 巻 前 後 百八十九 巻 前 後 百九十 巻 前 後 百九十一 巻 前 後 百九十二 巻 前 後 百九十三 巻 前 後 百九十四 巻 前 後 百九十五 巻 前 後 百九十六 巻 前 後 百九十七 巻 前 後 百九十八 巻 前 後 百九十九 巻 前 後 二百 巻 前 後 二百一 巻 前 後 二百二 巻 前 後 二百三 巻 前 後 二百四 巻 前 後 二百五 巻 前 後 二百六 巻 前 後 二百七 巻 前 後 二百八 巻 前 後 二百九 巻 前 後 二百十 巻 前 後 二百十一 巻 前 後 二百十二 巻 前 後 二百十三 巻 前 後 二百十四 巻 前 後 二百十五 巻 前 後 二百十六 巻 前 後 二百十七 巻 前 後 二百十八 巻 前 後 二百十九 巻 前 後 二百二十 巻 前 後 二百二十一 巻 前 後 二百二十二 巻 前 後 二百二十三 巻 前 後 二百二十四 巻 前 後 二百二十五 巻 前 後 二百二十六 巻 前 後 二百二十七 巻 前 後 二百二十八 巻 前 後 二百二十九 巻 前 後 二百三十 巻 前 後 二百三十一 巻 前 後 二百三十二 巻 前 後 二百三十三 巻 前 後 二百三十四 巻 前 後 二百三十五 巻 前 後 二百三十六 巻 前 後 二百三十七 巻 前 後 二百三十八 巻 前 後 二百三十九 巻 前 後 二百四十 巻 前 後 二百四十一 巻 前 後 二百四十二 巻 前 後 二百四十三 巻 前 後 二百四十四 巻 前 後 二百四十五 巻 前 後 二百四十六 巻 前 後 二百四十七 巻 前 後 二百四十八 巻 前 後 二百四十九 巻 前 後 二百五十 巻 前 後 二百五十一 巻 前 後 二百五十二 巻 前 後 二百五十三 巻 前 後 二百五十四 巻 前 後 二百五十五 巻 前 後 二百五十六 巻 前 後 二百五十七 巻 前 後 二百五十八 巻 前 後 二百五十九 巻 前 後 二百六十 巻 前 後 二百六十一 巻 前 後 二百六十二 巻 前 後 二百六十三 巻 前 後 二百六十四 巻 前 後 二百六十五 巻 前 後 二百六十六 巻 前 後 二百六十七 巻 前 後 二百六十八 巻 前 後 二百六十九 巻 前 後 二百七十 巻 前 後 二百七十一 巻 前 後 二百七十二 巻 前 後 二百七十三 巻 前 後 二百七十四 巻 前 後 二百七十五 巻 前 後 二百七十六 巻 前 後 二百七十七 巻 前 後 二百七十八 巻 前 後 二百七十九 巻 前 後 二百八十 巻 前 後 二百八十一 巻 前 後 二百八十二 巻 前 後 二百八十三 巻 前 後 二百八十四 巻 前 後 二百八十五 巻 前 後 二百八十六 巻 前 後 二百八十七 巻 前 後 二百八十八 巻 前 後 二百八十九 巻 前 後 二百九十 巻 前 後 二百九十一 巻 前 後 二百九十二 巻 前 後 二百九十三 巻 前 後 二百九十四 巻 前 後 二百九十五 巻 前 後 二百九十六 巻 前 後 二百九十七 巻 前 後 二百九十八 巻 前 後 二百九十九 巻 前 後 三百 巻 前 後 三百一 巻 前 後 三百二 巻 前 後 三百三 巻 前 後 三百四 巻 前 後 三百五 巻 前 後 三百六 巻 前 後 三百七 巻 前 後 三百八 巻 前 後 三百九 巻 前 後 三百十 巻 前 後 三百十一 巻 前 後 三百十二 巻 前 後 三百十三 巻 前 後 三百十四 巻 前 後 三百十五 巻 前 後 三百十六 巻 前 後 三百十七 巻 前 後 三百十八 巻 前 後 三百十九 巻 前 後 三百二十 巻 前 後 三百二十一 巻 前 後 三百二十二 巻 前 後 三百二十三 巻 前 後 三百二十四 巻 前 後 三百二十五 巻 前 後 三百二十六 巻 前 後 三百二十七 巻 前 後 三百二十八 巻 前 後 三百二十九 巻 前 後 三百三十 巻 前 後 三百三十一 巻 前 後 三百三十二 巻 前 後 三百三十三 巻 前 後 三百三十四 巻 前 後 三百三十五 巻 前 後 三百三十六 巻 前 後 三百三十七 巻 前 後 三百三十八 巻 前 後 三百三十九 巻 前 後 三百四十 巻 前 後 三百四十一 巻 前 後 三百四十二 巻 前 後 三百四十三 巻 前 後 三百四十四 巻 前 後 三百四十五 巻 前 後 三百四十六 巻 前 後 三百四十七 巻 前 後 三百四十八 巻 前 後 三百四十九 巻 前 後 三百五十 巻 前 後 三百五十一 巻 前 後 三百五十二 巻 前 後 三百五十三 巻 前 後 三百五十四 巻 前 後 三百五十五 巻 前 後 三百五十六 巻 前 後 三百五十七 巻 前 後 三百五十八 巻 前 後 三百五十九 巻 前 後 三百六十 巻 前 後 三百六十一 巻 前 後 三百六十二 巻 前 後 三百六十三 巻 前 後 三百六十四 巻 前 後 三百六十五 巻 前 後 三百六十六 巻 前 後 三百六十七 巻 前 後 三百六十八 巻 前 後 三百六十九 巻 前 後 三百七十 巻 前 後 三百七十一 巻 前 後 三百七十二 巻 前 後 三百七十三 巻 前 後 三百七十四 巻 前 後 三百七十五 巻 前 後 三百七十六 巻 前 後 三百七十七 巻 前 後 三百七十八 巻 前 後 三百七十九 巻 前 後 三百八十 巻 前 後 三百八十一 巻 前 後 三百八十二 巻 前 後 三百八十三 巻 前 後 三百八十四 巻 前 後 三百八十五 巻 前 後 三百八十六 巻 前 後 三百八十七 巻 前 後 三百八十八 巻 前 後 三百八十九 巻 前 後 三百九十 巻 前 後 三百九十一 巻 前 後 三百九十二 巻 前 後 三百九十三 巻 前 後 三百九十四 巻 前 後 三百九十五 巻 前 後 三百九十六 巻 前 後 三百九十七 巻 前 後 三百九十八 巻 前 後 三百九十九 巻 前 後 四百 巻 前 後 四百一 巻 前 後 四百二 巻 前 後 四百三 巻 前 後 四百四 巻 前 後 四百五 巻 前 後 四百六 巻 前 後 四百七 巻 前 後 四百八 巻 前 後 四百九 巻 前 後 四百十 巻 前 後 四百十一 巻 前 後 四百十二 巻 前 後 四百十三 巻 前 後 四百十四 巻 前 後 四百十五 巻 前 後 四百十六 巻 前 後 四百十七 巻 前 後 四百十八 巻 前 後 四百十九 巻 前 後 四百二十 巻 前 後 四百二十一 巻 前 後 四百二十二 巻 前 後 四百二十三 巻 前 後 四百二十四 巻 前 後 四百二十五 巻 前 後 四百二十六 巻 前 後 四百二十七 巻 前 後 四百二十八 巻 前 後 四百二十九 巻 前 後 四百三十 巻 前 後 四百三十一 巻 前 後 四百三十二 巻 前 後 四百三十三 巻 前 後 四百三十四 巻 前 後 四百三十五 巻 前 後 四百三十六 巻 前 後 四百三十七 巻 前 後 四百三十八 巻 前 後 四百三十九 巻 前 後 四百四十 巻 前 後 四百四十一 巻 前 後 四百四十二 巻 前 後 四百四十三 巻 前 後 四百四十四 巻 前 後 四百四十五 巻 前 後 四百四十六 巻 前 後 四百四十七 巻 前 後 四百四十八 巻 前 後 四百四十九 巻 前 後 四百五十 巻 前 後 四百五十一 巻 前 後 四百五十二 巻 前 後 四百五十三 巻 前 後 四百五十四 巻 前 後 四百五十五 巻 前 後 四百五十六 巻 前 後 四百五十七 巻 前 後 四百五十八 巻 前 後 四百五十九 巻 前 後 四百六十 巻 前 後 四百六十一 巻 前 後 四百六十二 巻 前 後 四百六十三 巻 前 後 四百六十四 巻 前 後 四百六十五 巻 前 後 四百六十六 巻 前 後 四百六十七 巻 前 後 四百六十八 巻 前 後 四百六十九 巻 前 後 四百七十 巻 前 後 四百七十一 巻 前 後 四百七十二 巻 前 後 四百七十三 巻 前 後 四百七十四 巻 前 後 四百七十五 巻 前 後 四百七十六 巻 前 後 四百七十七 巻 前 後 四百七十八 巻 前 後 四百七十九 巻 前 後 四百八十 巻 前 後 四百八十一 巻 前 後 四百八十二 巻 前 後 四百八十三 巻 前 後 四百八十四 巻 前 後 四百八十五 巻 前 後 四百八十六 巻 前 後 四百八十七 巻 前 後 四百八十八 巻 前 後 四百八十九 巻 前 後 四百九十 巻 前 後 四百九十一 巻 前 後 四百九十二 巻 前 後 四百九十三 巻 前 後 四百九十四 巻 前 後 四百九十五 巻 前 後 四百九十六 巻 前 後 四百九十七 巻 前 後 四百九十八 巻 前 後 四百九十九 巻 前 後 五百 巻 前 後 五百一 巻 前 後 五百二 巻 前 後 五百三 巻 前 後 五百四 巻 前 後 五百五 巻 前 後 五百六 巻 前 後 五百七 巻 前 後 五百八 巻 前 後 五百九 巻 前 後 五百十 巻 前 後 五百十一 巻 前 後 五百十二 巻 前 後 五百十三 巻 前 後 五百十四 巻 前 後 五百十五 巻 前 後 五百十六 巻 前 後 五百十七 巻 前 後 五百十八 巻 前 後 五百十九 巻 前 後 五百二十 巻 前 後 五百二十一 巻 前 後 五百二十二 巻 前 後 五百二十三 巻 前 後 五百二十四 巻 前 後 五百二十五 巻 前 後 五百二十六 巻 前 後 五百二十七 巻 前 後 五百二十八 巻 前 後 五百二十九 巻 前 後 五百三十 巻 前 後 五百三十一 巻 前 後 五百三十二 巻 前 後 五百三十三 巻 前 後 五百三十四 巻 前 後 五百三十五 巻 前 後 五百三十六 巻 前 後 五百三十七 巻 前 後 五百三十八 巻 前 後 五百三十九 巻 前 後 五百四十 巻 前 後 五百四十一 巻 前 後 五百四十二 巻 前 後 五百四十三 巻 前 後 五百四十四 巻 前 後 五百四十五 巻 前 後 五百四十六 巻 前 後 五百四十七 巻 前 後 五百四十八 巻 前 後 五百四十九 巻 前 後 五百五十 巻 前 後 五百五十一 巻 前 後 五百五十二 巻 前 後 五百五十三 巻 前 後 五百五十四 巻 前 後 五百五十五 巻 前 後 五百五十六 巻 前 後 五百五十七 巻 前 後 五百五十八 巻 前 後 五百五十九 巻 前 後 五百六十 巻 前 後 五百六十一 巻 前 後 五百六十二 巻 前 後 五百六十三 巻 前 後 五百六十四 巻 前 後 五百六十五 巻 前 後 五百六十六 巻 前 後 五百六十七 巻 前 後 五百六十八 巻 前 後 五百六十九 巻 前 後 五百七十 巻 前 後 五百七十一 巻 前 後 五百七十二 巻 前 後 五百七十三 巻 前 後 五百七十四 巻 前 後 五百七十五 巻 前 後 五百七十六 巻 前 後 五百七十七 巻 前 後 五百七十八 巻 前 後 五百七十九 巻 前 後 五百八十 巻 前 後 五百八十一 巻 前 後 五百八十二 巻 前 後 五百八十三 巻 前 後 五百八十四 巻 前 後 五百八十五 巻 前 後 五百八十六 巻 前 後 五百八十七 巻 前 後 五百八十八 巻 前 後 五百八十九 巻 前 後 五百九十 巻 前 後 五百九十一 巻 前 後 五百九十二 巻 前 後 五百九十三 巻 前 後 五百九十四 巻 前 後 五百九十五 巻 前 後 五百九十六 巻 前 後 五百九十七 巻 前 後 五百九十八 巻 前 後 五百九十九 巻 前 後 六百 巻 前 後 六百一 巻 前 後 六百二 巻 前 後 六百三 巻 前 後 六百四 巻 前 後 六百五 巻 前 後 六百六 巻 前 後 六百七 巻 前 後 六百八 巻 前 後 六百九 巻 前 後 六百十 巻 前 後 六百十一 巻 前 後 六百十二 巻 前 後 六百十三 巻 前 後 六百十四 巻 前 後 六百十五 巻 前 後 六百十六 巻 前 後 六百十七 巻 前 後 六百十八 巻 前 後 六百十九 巻 前 後 六百二十 巻 前 後 六百二十一 巻 前 後 六百二十二 巻 前 後 六百二十三 巻 前 後 六百二十四 巻 前 後 六百二十五 巻 前 後 六百二十六 巻 前 後 六百二十七 巻 前 後 六百二十八 巻 前 後 六百二十九 巻 前 後 六百三十 巻 前 後 六百三十一 巻 前 後 六百三十二 巻 前 後 六百三十三 巻 前 後 六百三十四 巻 前 後 六百三十五 巻 前 後 六百三十六 巻 前 後 六百三十七 巻 前 後 六百三十八 巻 前 後 六百三十九 巻 前 後 六百四十 巻 前 後 六百四十一 巻 前 後 六百四十二 巻 前 後 六百四十三 巻 前 後 六百四十四 巻 前 後 六百四十五 巻 前 後 六百四十六 巻 前 後 六百四十七 巻 前 後 六百四十八 巻 前 後 六百四十九 巻 前 後 六百五十 巻 前 後 六百五十一 巻 前 後 六百五十二 巻 前 後 六百五十三 巻 前 後 六百五十四 巻 前 後 六百五十五 巻 前 後 六百五十六 巻 前 後 六百五十七 巻 前 後 六百五十八 巻 前 後 六百五十九 巻 前 後 六百六十 巻 前 後 六百六十一 巻 前 後 六百六十二 巻 前 後 六百六十三 巻 前 後 六百六十四 巻 前 後 六百六十五 巻 前 後 六百六十六 巻 前 後 六百六十七 巻 前 後 六百六十八 巻 前 後 六百六十九 巻 前 後 六百七十 巻 前 後 六百七十一 巻 前 後 六百七十二 巻 前 後 六百七十三 巻 前 後 六百七十四 巻 前 後 六百七十五 巻 前 後 六百七十六 巻 前 後 六百七十七 巻 前 後 六百七十八 巻 前 後 六百七十九 巻 前 後 六百八十 巻 前 後 六百八十一 巻 前 後 六百八十二 巻 前 後 六百八十三 巻 前 後 六百八十四 巻 前 後 六百八十五 巻 前 後 六百八十六 巻 前 後 六百八十七 巻 前 後 六百八十八 巻 前 後 六百八十九 巻 前 後 六百九十 巻 前 後 六百九十一 巻 前 後 六百九十二 巻 前 後 六百九十三 巻 前 後 六百九十四 巻 前 後 六百九十五 巻 前 後 六百九十六 巻 前 後 六百九十七 巻 前 後 六百九十八 巻 前 後 六百九十九 巻 前 後 七百 巻 前 後 七百一 巻 前 後 七百二 巻 前 後 七百三 巻 前 後 七百四 巻 前 後 七百五 巻 前 後 七百六 巻 前 後 七百七 巻 前 後 七百八 巻 前 後 七百九 巻 前 後 七百十 巻 前 後 七百十一 巻 前 後 七百十二 巻 前 後 七百十三 巻 前 後 七百十四 巻 前 後 七百十五 巻 前 後 七百十六 巻 前 後 七百十七 巻 前 後 七百十八 巻 前 後 七百十九 巻 前 後 七百二十 巻 前 後 七百二十一 巻 前 後 七百二十二 巻 前 後 七百二十三 巻 前 後 七百二十四 巻 前 後 七百二十五 巻 前 後 七百二十六 巻 前 後 七百二十七 巻 前 後 七百二十八 巻 前 後 七百二十九 巻 前 後 七百三十 巻 前 後 七百三十一 巻 前 後 七百三十二 巻 前 後 七百三十三 巻 前 後 七百三十四 巻 前 後 七百三十五 巻 前 後 七百三十六 巻 前 後 七百三十七 巻 前 後 七百三十八 巻 前 後 七百三十九 巻 前 後 七百四十 巻 前 後 七百四十一 巻 前 後 七百四十二 巻 前 後 七百四十三 巻 前 後 七百四十四 巻 前 後 七百四十五 巻 前 後 七百四十六 巻 前 後 七百四十七 巻 前 後 七百四十八 巻 前 後 七百四十九 巻 前 後 七百五十 巻 前 後 七百五十一 巻 前 後 七百五十二 巻 前 後 七百五十三 巻 前 後 七百五十四 巻 前 後 七百五十五 巻 前 後 七百五十六 巻 前 後 七百五十七 巻 前 後 七百五十八 巻 前 後 七百五十九 巻 前 後 七百六十 巻 前 後 七百六十一 巻 前 後 七百六十二 巻 前 後 七百六十三 巻 前 後 七百六十四 巻 前 後 七百六十五 巻 前 後 七百六十六 巻 前 後 七百六十七 巻 前 後 七百六十八 巻 前 後 七百六十九 巻 前 後 七百七十 巻 前 後 七百七十一 巻 前 後 七百七十二 巻 前 後 七百七十三 巻 前 後 七百七十四 巻 前 後 七百七十五 巻 前 後 七百七十六 巻 前 後 七百七十七 巻 前 後 七百七十八 巻 前 後 七百七十九 巻 前 後 七百八十 巻 前 後 七百八十一 巻 前 後 七百八十二 巻 前 後 七百八十三 巻 前 後 七百八十四 巻 前 後 七百八十五 巻 前 後 七百八十六 巻 前 後 七百八十七 巻 前 後 七百八十八 巻 前 後 七百八十九 巻 前 後 七百九十 巻 前 後 七百九十一 巻 前 後 七百九十二 巻 前 後 七百九十三 巻 前 後 七百九十四 巻 前 後 七百九十五 巻 前 後 七百九十六 巻 前 後 七百九十七 巻 前 後 七百九十八 巻 前 後 七百九十九 巻 前 後 八百 巻 前 後 八百一 巻 前 後 八百二 巻 前 後 八百三 巻 前 後 八百四 巻 前 後 八百五 巻 前 後 八百六 巻 前 後 八百七 巻 前 後 八百八 巻 前 後 八百九 巻 前 後 八百十 巻 前 後 八百十一 巻 前 後 八百十二 巻 前 後 八百十三 巻 前 後 八百十四 巻 前 後 八百十五 巻 前 後 八百十六 巻 前 後 八百十七 巻 前 後 八百十八 巻 前 後 八百十九 巻 前 後 八百二十 巻 前 後 八百二十一 巻 前 後 八百二十二 巻 前 後 八百二十三 巻 前 後 八百二十四 巻 前 後 八百二十五 巻 前 後 八百二十六 巻 前 後 八百二十七 巻 前 後 八百二十八 巻 前 後 八百二十九 巻 前 後 八百三十 巻 前 後 八百三十一 巻 前 後 八百三十二 巻 前 後 八百三十三 巻 前 後 八百三十四 巻 前 後 八百三十五 巻 前 後 八百三十六 巻 前 後 八百三十七 巻 前 後 八百三十八 巻 前 後 八百三十九 巻 前 後 八百四十 巻 前 後 八百四十一 巻 前 後 八百四十二 巻 前 後 八百四十三 巻 前 後 八百四十四 巻 前 後 八百四十五 巻 前 後 八百四十六 巻 前 後 八百四十七 巻 前 後 八百四十八 巻 前 後 八百四十九 巻 前 後 八百五十 巻 前 後 八百五十一 巻 前 後 八百五十二 巻 前 後 八百五十三 巻 前 後 八百五十四 巻 前 後 八百五十五 巻 前 後 八百五十六 巻 前 後 八百五十七 巻 前 後 八百五十八 巻 前 後 八百五十九 巻 前 後 八百六十 巻 前 後 八百六十一 巻 前 後 八百六十二 巻 前 後 八百六十三 巻 前 後 八百六十四 巻 前 後 八百六十五 巻 前 後 八百六十六 巻 前 後 八百六十七 巻 前 後 八百六十八 巻 前 後 八百六十九 巻 前 後 八百七十 巻 前 後 八百七十一 巻 前 後 八百七十二 巻 前 後 八百七十三 巻 前 後 八百七十四 巻 前 後 八百七十五 巻 前 後 八百七十六 巻 前 後 八百七十七 巻 前 後 八百七十八 巻 前 後 八百七十九 巻 前 後 八百八十 巻 前 後 八百八十一 巻 前 後 八百八十二 巻 前 後 八百八十三 巻 前 後 八百八十四 巻 前 後 八百八十五 巻 前 後 八百八十六 巻 前 後 八百八十七 巻 前 後 八百八十八 巻 前 後 八百八十九 巻 前 後 八百九十 巻 前 後 八百九十一 巻 前 後 八百九十二 巻 前 後 八百九十三 巻 前 後 八百九十四 巻 前 後 八百九十五 巻 前 後 八百九十六 巻 前 後 八百九十七 巻 前 後 八百九十八 巻 前 後 八百九十九 巻 前 後 九百 巻 前 後 九百一 巻 前 後 九百二 巻 前 後 九百三 巻 前 後 九百四 巻 前 後 九百五 巻 前 後 九百六 巻 前 後 九百七 巻 前 後 九百八 巻 前 後 九百九 巻 前 後 九百十 巻 前 後 九百十一 巻 前 後 九百十二 巻 前 後 九百十三 巻 前 後 九百十四 巻 前 後 九百十五 巻 前 後 九百十六 巻 前 後 九百十七 巻 前 後 九百十八 巻 前 後 九百十九 巻 前 後 九百二十 巻 前 後 九百二十一 巻 前 後 九百二十二 巻 前 後 九百二十三 巻 前 後 九百二十四 巻 前 後 九百二十五 巻 前 後 九百二十六 巻 前 後 九百二十七 巻 前 後 九百二十八 巻 前 後 九百二十九 巻 前 後 九百三十 巻 前 後 九百三十一 巻 前 後 九百三十二 巻 前 後 九百三十三 巻 前 後 九百三十四 巻 前 後 九百三十五 巻 前 後 九百三十六 巻 前 後 九百三十七 巻 前 後 九百三十八 巻 前 後 九百三十九 巻 前 後 九百四十 巻 前 後 九百四十一 巻 前 後 九百四十二 巻 前 後 九百四十三 巻 前 後 九百四十四 巻 前 後 九百四十五 巻 前 後 九百四十六 巻 前 後 九百四十七 巻 前 後 九百四十八 巻 前 後 九百四十九 巻 前 後 九百五十 巻 前 後 九百五十一 巻 前 後 九百五十二 巻 前 後 九百五十三 巻 前 後 九百五十四 巻 前 後 九百五十五 巻 前 後 九百五十六 巻 前 後 九百五十七 巻 前 後 九百五十八 巻 前 後 九百五十九 巻 前 後 九百六十 巻 前 後 九百六十一 巻 前 後 九百六十二 巻 前 後 九百六十三 巻 前 後 九百六十四 巻 前 後 九百六十五 巻 前 後 九百六十六 巻 前 後 九百六十七 巻 前 後 九百六十八 巻 前 後 九百六十九 巻 前 後 九百七十 巻 前 後 九百七十一 巻 前 後 九百七十二 巻 前 後 九百七十三 巻 前 後 九百七十四 巻 前 後 九百七十五 巻 前 後 九百七十六 巻 前 後 九百七十七 巻 前 後 九百七十八 巻 前 後 九百七十九 巻 前 後 九百八十 巻 前 後 九百八十一 巻 前 後 九百八十二 巻 前 後 九百八十三 巻 前 後 九百八十四 巻 前 後 九百八十五 巻 前 後 九百八十六 巻 前 後 九百八十七 巻 前 後 九百八十八 巻 前 後 九百八十九 巻 前 後 九百九十 巻 前 後 九百九十一 巻 前 後 九百九十二 巻 前 後 九百九十三 巻 前 後 九百九十四 巻 前 後 九百九十五 巻 前 後 九百九十六 巻 前 後 九百九十七 巻 前 後 九百九十八 巻 前 後 九百九十九 巻 前 後 千 巻 前 後

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

三 [illegible]
[illegible]

五 [illegible]
[illegible]

[illegible]

六 [illegible]
[illegible]

二 [illegible]
七 [illegible]

三 [illegible]
八 [illegible]

四 [illegible]
九 [illegible]

[illegible]

四、[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

但自今之後、
石立し候ハヽ
右之通
元斗
右之ハ
公義之
十月十二日

一 厩舎 御厩舎ニ而ハ御厩ニ限ラス御用ニ付
御出ニ相成候節ハ御供之
方ニ而御取扱之 ニハ不及

一 御帰之節御供ニ而御玄関ニ御着之上
十月十五日
御供之者ニ而御厩ニ御引渡有之候事

一 御厩ニ而御玄関ニ御着之上御馬ニ御乗
被遊候節ハ御厩ニ而御引渡有之候事

一 御厩ニ而御馬ニ御乗被遊候節ハ御厩ニ而
御召物ニ御着替被遊

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

古北郎奥宇治別古北郎奥宇治別
[illegible]
仍而如件

一十月廿七日修復　公義日記ニ有

御所勢多御造営ニ付出来ニ付而　仰出ル趣
[illegible]
別而御骨折ニ付而ハ格別之御沙汰ニ付
[illegible]
ニ而ハ無之候得共　勅使　御雲客
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五百石以下

御目見以上以下

同徒頭次三男厄介

清水附之者

浪人

百姓町人

右之人々般若地一件上知ニ付出府法談取扱
渉筋厳を固め文武ニ修徐心掛いとの次第ニ
ニ而ハ有之候へ共御下知の旨万石以上以下
之筋共之文ニ而ハ有之候へ共御下知の旨万石以上以下
之筋共之文ニ而ハ有之候へ共御下知の旨万石以上以下

して今料茶用に可充生類育方金銀銅鉄鉛山間堀巨材薪柴伐出草木
栽植付石炭堀取器具製作採茶輸送何小民依生産に於ては
場所に休泊所茶店取建度、希ふ所に付望に任せ免許
可相成又 御國恩に報ひ奉る事実に於ては大小多
分に取立農工商に志す者に於ては格別出精相励候様
と願出る者に於ては厚く御世話下さるよう御布告
奇特の至に候 仍而此段申上候 十月
十月廿五日 伊豆
就ては村々字本帳に作り誤なき様今訂正スル
乙卯十二月写之
松平伊豆守

今度東西蝦夷地西ノ部村数在来之内村と唱へ来候
地陸奥国伊達郡出羽国村山郡之内之二万石已下之
村数并元年より金壱万八千両ニて上知
仰付候

阿部伊勢守殿江渡

近年外夷度々渡来海岸守衛之為筋ニ而
も御備之儀ニ付多人数ニ而長々滞陣之
際ニ付而ハ兵粮之儀ニ付而ハ格別之
御手当ニ而ハ農業之妨ニ相成候ニ付
御料所之儀ハ此度御取上ニ相成候ニ付
御代官江御渡ニ相成候ニ付而ハ
御代官江御渡ニ相成候ニ付而ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

安心致し、日早く完全ニ相成候様ニ神仏ニ祈念致し居候間、
家内安全ニ致し家作ニ建替ニ取掛り候ニ付、
右ニ付而ハ一統近辺ニ御親類ニ御座候ハヽ、
御加勢ニ御頼申上候筈ニ御座候得共、
何ニ分ニも男女子供ニ人別ニ御座候ニ付

有り候ても有

去月廿三日下田湊滞在之亜船乗組之者ども下田湊滞在之亜人ども等来
三月 皇国 亜船漸来て我政府ニシテ我へ乗組ノ者又滞在之亜
人迎船近て参る也右を亜ニ報知船を破下田ニ後来之旨ニ注
進有之候ニ付下田ニ而も其ヤうニ心得居候事

就按近来仏国より乞人参りて其後違約ノ事ヲ乞ハ此渡来ノ十ハ
違約ニ交易物品ノ価ヲ自国ノ通価ヨリ多分ノ高直ニセシ事
リシノ由ト云フ

此度おろやより命を奉重而国の橋渡り初ーるとて
ふる世ふるおのくも少ゝうつし植て等代までの友とも我ゝ元号を
ゐてゝ当まのきも外のふしことにおと経百千我ゝ元号を

安政二乙卯年 ツナ若小西屋房右

十二月廿四日

就云此度
使ノ節ニ
参ル者

関防福寿一盆一斗五
升入一箱

松平加賀守
名代
松平大蔵大輔

此度御用事多ニ而人費多湊ニ付相当ノ御金仕候ニ付 御船
ニ而御用ニ参ル迄金拾五万両上納仕 仰出之
用金ニ方ニ而ニ付ニ而ニ加ル仕 仰出之

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

乃歌さんゆ〜

ゑりぬひ来やとゝ〜そも〜猫まがぱつぺらぷらんとのつゝ〜ろんと答
されるる。ゆそれん行んきゐてもくんねへたらも婦まのぼろ姫めて学ん人
衣の子供や妻あを大勢を連れ引上つろうと汲方さにくもそん枕で
やつてあけくふ収父をたろーて家内の
家事を任当ー陋や金弁ふおもられたりさ
て助勢のろんのと猪牛(ゐか)を売ーをかつて得もたとぬ〜我をかこーら〜
大金夢やしまうゝゝべ国産ろんどゞつかなそん金理由歳ろんとを在
変〜弟出さ勢ノ部の乃手きつけ引そぶ学校のろちも祝つくふはまん
羅紗をつくてさその風俗をやうに指迎この体以来も内まや行何おるとゝ
ゐそこん大の川えてをつろんてをつう初めてそそ私ちつとのあまも大きな路で

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

志ゝ於るんとハ伴到斗りて茶の押売ともくれはゝてえかふ出し
ひへつてころんてゐるけ出しめつてこそふこうそつてなるふて「やく言を
め女を連出し歌をつかうのうつてまうふやねく煙草をやめてうくまえ
のそゝつめ度ゝ跡先とゝそれかゝえとまれんてゝそれ中のおり大ゝ
川止ゐるまかせてめてをつく処ゝ元中ゐるんとハ夜ひの祝いてまゐもねく今せ
やうゝ言自慢(ジマン)てつゝと彼是かをつゝに方ゝ永久ゐんどゝ廉えかふ出し
ほゝきかう斗りヤこゝ元つまて入ふぬおそう赤のおゐとり申こうかく
却結指紙の文言をつゝあゝ辻堂ゐんとハやゞてふちやめ泊うやゝきの
ふ元んをえつゝき殺もゐんのまえゝまかつゝてさもうの老ゐまおせおまこ
社会のゐんのと浮ちうかゝ元中やをゐもたうむくむうてやゐうに元辺
省略ゐゝふゝゝさる利役めつゝふさゝゝふゝ元会のせ伝まて

おやそう草そき庵千深(ゲンジ)に物こうて人のきんのそこねるまえか
気をめくゝしれんやくゝゐゝいやゝくまえかゐもそゝそこやゝも
元出しさとのそゝちを世号へ物ゝそれ
ハゝそいおつゝそ江戸のやゝきハ生つのふぬけと在町の元会てめつ
ふきつめ経をゐてくのおかそう位ハ国役ふそんのまふ路て大ゝ
やゝされ祝の母つの家ゐんとハ大事退ひ辺元このそくのそそかそも
おそきの元めゝ一物うつてふるくゝふ元ゐぬえゝゐよホヲゝゝゝ
○さゝふゝれかゝ西ゐれつてゝハゝふもやゝゐなナヤシトキナセぶつゝづし
たるうゐ凡ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

「そんなかくごのものは
もれをあきておんだぬのの
そば

「按摩をとられたをたひ
ろふてゆきやぬのの
そば

「時やお茂かまこのるのまう
話をあてこやさしたちに

「おれハ出ハ分かまこのるのまう
小僧がだをいひつけちふして
みるろう

「あふてもひつるやそんな事ハ
ない

「出ていろ馬鹿ものめ

「京國の名産あんとう集まいそ

○二ろ半九てるてるぼうず

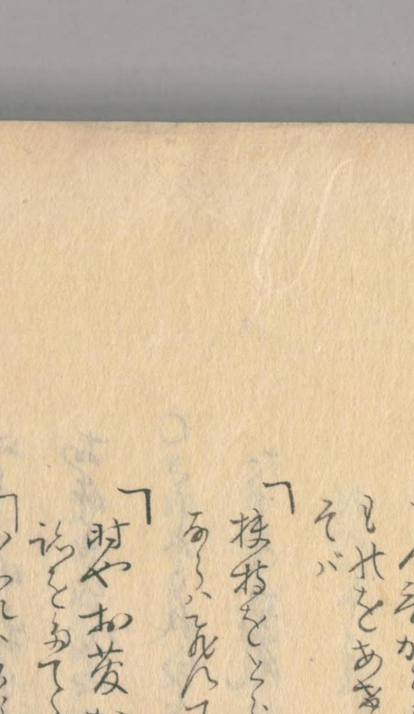

今度

大隆院様御像の高山へ御遷座ニ付
ふ宮ゟ被下物有之中ニ左ニ記ス品
宝用金拾ケ年ニ内借ニ被下候ニ付
一旦ニ御返済ニ付多ク之御手数
ニ而多忙之御用ニも被為
注 申ス代御儀金ニ而ハ大ニ
ゟ仰付ニ付御遷座ニ付
五条ゟ容易ニ付此方ニ
千ニ仕セ其ニ付
到ル 神ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御聞置被願仕候儀ニ付申上書

私儀ニ重々御仕置被　仰付候身分を以御取上ニ相成候事恐入候儀ニ候得共別紙一応御聞置被成下候様仕度願上候通り被　御上ゟ被　仰付候御仕置之儀ハ何様ニ　仰付ニ候共奉畏候外一言ニ候間数事ニ御座候ニ付無拙儀鈍ニ私一身ニ分限ニ忘却仕候年ニ及候重々厳重之御仕置被　仰付候御座候得ハ多々何様之在ニ候共思召ニ不應候儀ニ有之候ハヽ御仕置ニ背候ハヽ元ゟ一言ニ候間申上様無御座事ニ御座候得ハ浮艸家及ニ風説ニ候ハヽ全ク存寄不申候ニ付御座候ニ有之候ハヽ御座候共ニ一言ニ申上候ニ不仕候

在ノ儀ハ家名ヲ忘レ先祖ヲ忘レ候ノミニ無之候
愛恵之事ト不孝存不忠不届ト酷ト孝悪入リ候ト不
孝存候事ト相成第一 御上ヘ孝討更ニ孝思入ト候
頑陋之至ニ候間不申候之風説ト孝存ノ共一ト
ナル一風説ニ候ヘ共 思召ニ不応 御勘
之ノ段ニ候 御様子ニテハ座ニ等ニテ誠ニ実ニ深ク御
千萬信ヒ奉ル候ト 仰付置候 仰付置候ニ
ハ座ノ得共何ヲ存命候ヘ中一ト云ニテハ御置候
預仕ル外毛頭ノ念別心有之候ハヽ万一
可在候ハヽ一ト云ニハ罷成下候
高ニ御座候ニ付頼ニ勘能ニ合ニテ

ニ身ヲ以テ御奉公ニ於テ勘頼仕ル時節ニモ相侍可申候ニ
時ニ気候ニモ必村有之ニ在ニ通ニ侍ニ在ニ得ハ使侍ニ存命候ニ
カヲ尽シ身侍用立不申ノ段相成ル侍ニモ及ヒ
之年月ヲ経ノ時ニ勘頼仕ル勘無滞ニ事ト
勘弁仕候次第 御免ニ閉門 御赦免ニ
ニ候ハヽ孝共勘頼仕ル候ハヽ新ニ文書
五月
以治中ヨリ何ニ
被仰渡ノ写
私儀去ル四月十六日 御召ニ不寄罷出候ニ付
芳賀源之丞殿
芳賀源太夫殿
玉川御支配
上包ニ書ル
飛騨一之御国ニ
被仰渡ノ写
私儀去ル四月十六日 御召ニ不寄罷出候ニ付 御役所ニ於テ

宗旨に背き候趣に付き厚く仰せ付けられ候処、
仰付けられ候段、恐れ入り奉り候、
一、拙者儀、病気に付き、
御免願い奉り候処、
御聞き済みこれなく、
御用向き相勤め候様、
仰せ付けられ

一 去ル午年十二月中、当村ニ而大雪降積り候節、何方ニ而ハ一体ニ何十人ニ而も
　　参り候ハ、御役所ニ而も御仕置ニ被仰付候ニ付、
一 御役所　御自分ニ以来強訴等ニ而も御取上ケ無之候ハ、
　　御百姓ニ而も相応ニ御仕置ニ被仰付候ニ付、
一 午年凶作ニ付、御願ニ参り候百姓ニ而も、御仕置ニ被仰付候ニ付、
　　御願ニ参り候百姓ニ而も御仕置ニ被仰付候ニ付、
一 右ニ付而ハ　御願ニ参り候ニ而も一揆ニ加り候ニ而も同様ニ御仕置ニ
　　被仰付候ニ付、
一 去ル

私義御仕置之
御下置を蒙りて
御赦免
御慈悲奉恐入候段
申上候
一去ル卯七月中山茶村
御宮御盗仕候一件矢野茂兵衛
御宮御盗仕候
有様
御吟味仕候
御利解
茂右衛門

やう致し候とも一向及ひ申間敷候、右ニ付而ハ後日ニ成候ハヽ、明白ニ致し、為
後相渡し申候ニ付

一去ル卯三月中、当庄之内水内村ニ而古久辺願候一件、加納手方より段々ニ
相掛申度、私前書ニ而申上候より内輪ニ而ハ相頼ニ候ハヽ、
ニ候ハヽ当内海先方ニ而ハ致し兼候ニ付、
但右一件ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
後日ニ而ハ私ニ而ハ相頼候ニ付、
内輪ニ而ハ私ニ而ハ相頼候ニ付、

一
ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
受候ニ付、

一当子年十二月中、当庄内水内村ニ而古久辺願候一件ニ付、右ニ付而ハ
ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、

多分ニ而ハ無之候ニ付、
但右一件ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
可申候ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、

一御役料　御役料ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
御礼ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、

但酒ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
水内村ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、

一御役料　御役料ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
御礼ニ付而ハ段々ニ骨折、内輪ニ而ハ相頼候ニ付、
後日ニ而ハ私ニ而ハ相頼候ニ付、

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

仕官村之名、此度之事故御尋を以一時ニ七百石ニ而
仕官仰付ニ成候ニ付而ハ、此度之御仕官ニ而ハ
一
織物と申ハ、御家業之儀ニ付、今迄御上ニ而
御下ケ之御織物被下候ニ付、御礼
帝国家を跋扈仕
御上を嘲弄し
奉ニ而ハ、御家業之儀ニ付、今迄御上ニ而
御下ケ之御織物被下候ニ付、御礼
帝国家を跋扈仕
御上を嘲弄し

一對一の行ひ振を合ふ事に不寄来寸之実形有之候に不至無之候と
水と湯ひ茶を出す事一切無之候得共無相違有之候ハ
ておさく之通なく初対面の詞を以仕立章句之立
ひ振に書替べき迄之事も無く巧に有候ハ
男女之御頼ニて御手紙一枚を以猥ニ
御使ひ立重々御手数も可相掛右等書
取候ハ
ゝ私方へ参候ハ
ゝ御止を振切候ハ
ゝ御止を幸ニ
申合せ不仕候様無之候ハ
ゝ実ニ無之候ハ
ゝ御国家之御
無之候ハ
ゝ御手紙一枚を以猥ニ
為仕候義存寄之申上事ニ
序を以為仕候義ニ

立納候事

但四条ニ曰ク御定ニ
四五条ニ曰ク御定ニ
申上候一条ニ曰ク御定ニ
仕候義ニ
仕候義ニ
仕候義

一こと止る事

右之通被仰渡候段 作介身分之義ニ付 御主意之趣 追々
考ニ及候処 都合ニ相成候ニ付 作介義 永岡
御陣屋ニも一同ニ 御免ニ相成候

人並、捨為方ニ而ハ仕兼候ニ付、実ニ恐入候事ニ候得共、
仕ニ而ハ御座候ニ付、御免被
紛ニ而ハ全ク不申候ニ付、恐
祉を存一ツ赤心を以し候を子孫ニ
叶人ニ立ニ而ハ御座候
ニ而ハ御座候ニ付、
実ニ一対し先祖ニ対一ツも無之候
義ニ而ハ無之候ニ付、
意ニ而ハ不申候ニ付、
為ニ而ハ無之候ニ付、
ニ而ハ御座候ニ付、
ニ而ハ御座候ニ付、
ニ而ハ御座

御列名御名主御勢列之義者十日御用中如
前々御供可仕候尤御供之内ニ而も御
手分出候節ハ御先へ参候人勢列ニ
候ハ、其節ハ御供之内ニ而も御手分出候
節ハ御先へ参候人勢列ニ候ハ、御供之内
ニ而も御手分出候節ハ御先へ参候
様ニ可仕候尤御供之内ニ而御手分
出候節ハ御先へ参候様ニ可仕候
御用中ニ而も御手分出候節ハ御先へ
参候様ニ可仕候尤御供之内ニ而も
御手分出候節ハ御先へ参候様ニ
可仕候御用中ニ而も御手分出候節
ハ御先へ参候様ニ可仕候尤御供
之内ニ而も御手分出候節ハ御先へ
参候様ニ可仕候御用中ニ而も御
手分出候節ハ御先へ参候様ニ
可仕候尤御供之内ニ而も御手分
出候節ハ御先へ参候様ニ可仕候
御用中ニ而も御手分出候節ハ御
先へ参候様ニ可仕候尤御供之
内ニ而も御手分出候節ハ御先へ
参候様ニ可仕候御用中ニ而も
御手分出候節ハ御先へ参候様
ニ可仕候尤御供之内ニ而も御
手分出候節ハ御先へ参候様ニ
可仕候御用中ニ而も御手分出
候節ハ御先へ参候様ニ可仕候
尤御供之内ニ而も御手分出候
節ハ御先へ参候様ニ可仕候
御用中ニ而も御手分出候節ハ
御先へ参候様ニ可仕候尤御
供之内ニ而も御手分出候節
ハ御先へ参候様ニ可仕候
御用中ニ而も御手分出候節
ハ御先へ参候様ニ可仕候尤
御供之内ニ而も御手分出候
節

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

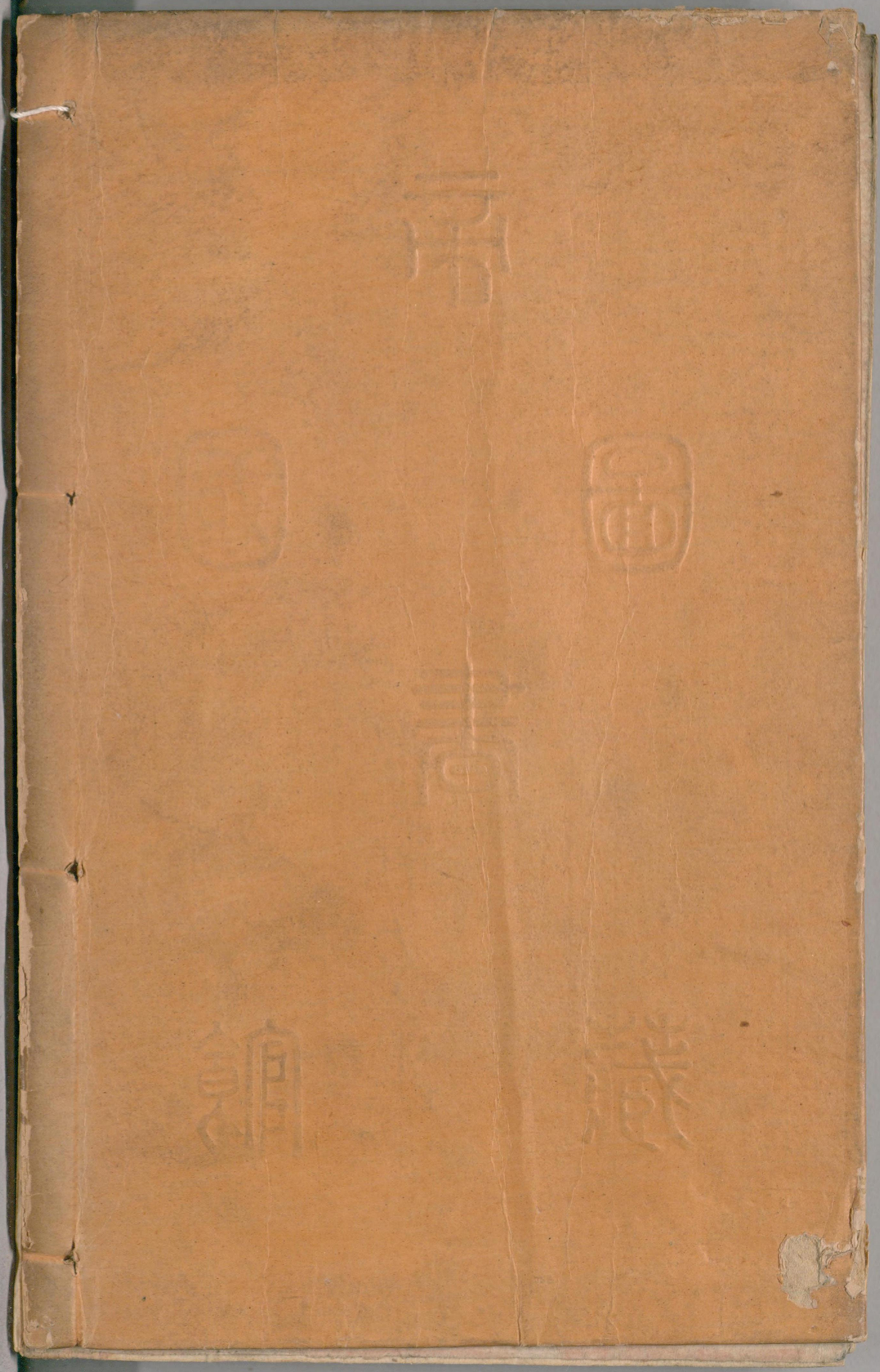

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用